

農業経営安定緊急支援資金利子補給規則をここに公布する。

平成23年9月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第56号

農業経営安定緊急支援資金利子補給規則

(目的)

第1条 この規則は、融資機関が被害農業者に対して行う農業経営安定緊急支援資金の融通を円滑にするため、県が融資機関に当該資金に係る利子補給（以下「利子補給」という。）を行うことにより、被害農業者の農業経営の早期安定化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被害農業者 県内において農業を営む個人又は法人で、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に伴う原子力発電所の事故による災害の影響のうち、農畜産物の販売等の不振等により農業経営に損失を受けたものをいう。
- (2) 農業経営安定緊急支援資金 被害農業者の農業経営の早期安定化を図るため、被害農業者が受けた前号の損失のうち農業経営に必要な経費として融資機関が被害農業者に対して貸し付ける資金をいう。
- (3) 融資機関 岩手県信用農業協同組合連合会及び県内に住所を有する農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号に掲げる事業を行う農業協同組合をいう。

(利子補給の対象及び利子補給率)

第3条 利子補給は、次に掲げる貸付条件を満たす農業経営安定緊急支援資金を無利子で貸し付ける場合に行うものとする。

- (1) 貸付限度額 500万円。ただし、融資機関が特に必要と認める場合は、融資機関が認めた額
- (2) 貸付利率 年1.5パーセント以内
- (3) 償還期限 10年以内（3年以内の据置期間を含む。）
- (4) 償還方法 元本均等償還

2 利子補給率は、年0.5パーセント以内とする。

(利子補給契約)

第4条 利子補給についての契約は、知事と融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行うものとする。

(利子補給金の額)

第5条 前条の規定による契約に基づいて県が利子補給をする額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における農業経営安定緊急支援資金につき算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を年間の日数で除して得た額とする。）に対し、第3条第2項に規定する利子補給率の割合で計算した額とする。この場合において、年間の日数は、^{じゅん}閏年の日を含む場合においても365日とする。

(利子補給の承認申請)

第6条 融資機関は、貸し付ける資金に係る利子補給を受けようとするときは、当該貸付けについて、別に定める様式による農業経営安定緊急支援資金利子補給承認申請書に別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(利子補給の承認)

第7条 知事は、前条に規定する申請書の提出を受けた場合は、当該書類を審査し、その貸付けについて利子補給をすることが適当と認めるときは、別に定める様式による農業経営安定緊急支援資金利子補給承認書により利子補給の承認を行うものとする。

(利子補給の打ち切り等)

第8条 知事は、農業経営安定緊急支援資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利子補給を打ち切ることがある。

- (1) 農業経営安定緊急支援資金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき。

(3) 利子補給期間中に農業経営を中止し、又は廃止したとき。

2 知事は、融資機関がその責めに帰すべき事由によりこの規則又は第4条の規定による契約に違反したときは、利子補給を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

(報告の徴収等)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、融資機関に対して、利子補給に係る農業経営安定緊急支援資金の貸付けに関し報告を求め、又はその職員をして当該貸付けに関する帳簿、書類等を調査させることがある。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成23年8月11日以後に貸し付けられた農業経営安定緊急支援資金から適用する。